

## 公共工事に係る最低制限価格の運用基準

令和6年4月

この運用基準は、発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、地方自治法で設定することができることとなっている最低制限価格の算定方法を定めるものである。

### 1. 『予定価格が500万円以上の一般土木・舗装工事』の場合

令和4年度中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにより算定する。

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分6.8を乗じて得た額

※費目ごとに乗じて得た額の円未満は切り捨てるものとする。

予定価格算出の基礎となった①～④までに掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）。ただし、その額が、予定価格の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。

上記算出の額に消費税及び地方消費税に相当する率を乗じたものを最低制限価格とする。

《算出例》 予定価格が9,203,700円の一般土木工事の場合

予定価格(税抜き) 8,367,000円

① 直接工事費 4,514,612円 × 0.97 = 4,379,173円

② 共通仮設費 576,000円 × 0.90 = 518,400円

③ 現場管理費 1,715,000円 × 0.90 = 1,543,500円

④ 一般管理費 1,561,388円 × 0.68 = 1,061,743円

①～④の合計額 7,502,816円 ÷ 7,502,000円 最低制限価格(税抜き)

【最低制限価格の率：7,502,000 ÷ 8,367,000 × 100 = 89.66%】

2. 『予定価格が500万円以上の一般土木・舗装工事』以外のものについては、1. の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の7以上の範囲において、予定価格の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に適宜の割合を乗じた額とする。

上記算出の額に消費税及び地方消費税に相当する率を乗じたものを最低制限価格とする。

この運用基準は、令和6年4月1日以降の入札告知案件から適用する。